

産政第829号
令和8年3月3日

(一社) 石川県鉄工機電協会
会長 澁谷 英利 様

石川県商工労働部長

2026年3月の「価格交渉促進月間」の実施について（周知依頼）

日頃より、本県の商工労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府では、エネルギー価格や原材料価格、労務費の上昇などが取引価格に適切に反映されることを促すため、毎年3月、9月を「価格交渉促進月間」と定め、価格交渉や価格転嫁が定期的に行われる取引慣行の定着を図ることとしています。

下請法の改正法である「中小受託取引適正化法」及び「受託中小企業振興法」が令和8年1月1日に施行され、「協議を行わない代金額の決定の禁止」など、新たに規定が追加されました。

県としても、石川県よろず支援拠点に「価格転嫁サポート窓口」を設置するなど、価格転嫁の推進を後押ししております。

貴団体におかれては、現下の状況を踏まえ、貴団体所属の事業者に対しまして、下請取引の適正化について、改めて周知をいただきますようご配慮をお願いいたします。

(事務担当)
石川県商工労働部
産業政策課 電話：076-225-1507
経営支援課 電話：076-225-1525